

首都直下地震の被害想定等について

令和 7 年 4 月 24 日

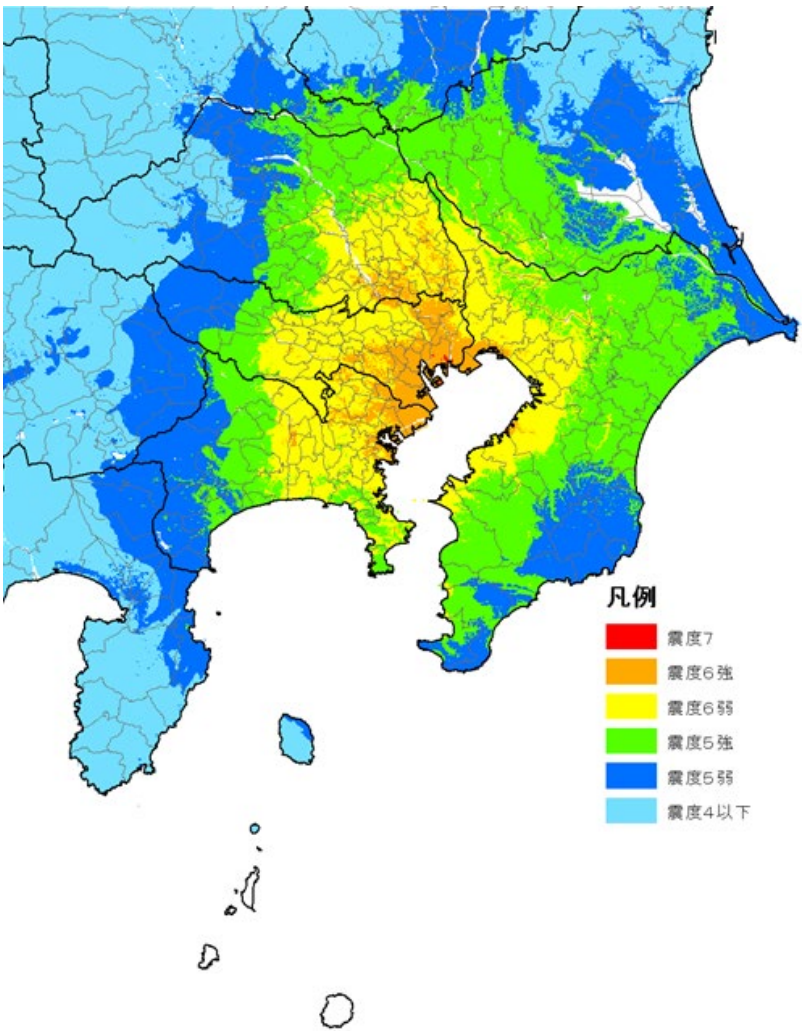
内閣府（防災担当）
参事官（災害緊急事態対処担当）

首都直下地震の被害想定（平成25年12月）

✓ 防災対策の対象地震

（南関東地域M7クラス※：今後30年間に約70%）

※ 平成16年 地震調査研究推進本部



【都心南部直下地震】 M7. 3

○死者数 最大 約2. 3万人(冬・夕方)

〔うち約7割が火災、
約3割が揺れによるもの〕

○建物全壊・焼失棟数 最大 約61万棟(冬・夕方)

〔うち約7割が火災、
約3割が揺れによるもの〕

○要救助者 最大 約7.2万人(冬・深夜)

○被害額 約95.3兆円

〔資産等の被害 約47.4兆円
経済活動への影響 約47.9兆円〕

震度分布(都心南部直下地震)

注) それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケースにおける値であり、同一のケースではない。

首都直下地震対策特別措置法に基づく地震防災対策の体系

- 首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成

国

首都直下地震緊急対策推進基本計画

閣議決定(H26.3)、変更(H27.3)

内閣総理大臣指定
(H26.3)

1 都 9 県
3 0 9 市区町村

首都直下地震緊急対策区域の指定

首都
機能
維持
基盤
整備
等
地区
の
指定

行政中枢機能の維持に係る 緊急対策実施計画 (政府業務継続計画)

閣議決定(H26.3)

中央省庁は政府業務継続計画に
基づき省庁業務継続計画を策定

具体的な応急対策活動に 関する計画

中央防災会議幹事会決定(H28.3)

地方緊急対策実施計画

＜作成主体＞
緊急対策区域内の都県知事

関係事業者の同意や、**区域内の
市町村の長の意見聴取が必要**

・区域・目標・計画期間・必要な対策を記載

＜必要な対策＞

- ・集客施設の安全確保
- ・被災者の救助の実施
- ・滞在者等に対する支援
- ・住民等の協働の推進 等

＜ハード整備等の事業に関するもの＞

特定緊急対策事業 推進計画

＜作成主体＞
緊急対策区域内の地
方公共団体

特定緊急対策事業推進計画の認定に関
する基本的な事項

首都中枢機能維持 基盤整備等計画

＜作成主体＞
基盤整備等地区内の地
方公共団体

首都中枢機能維持基盤整備等地区の
指定及び基盤整備等計画の認定に関する
基本的な事項

千代田区、中央区、
港区、新宿区

地方公共団体

首都直下地震対策 被害想定・防災対策の見直し

減災目標を定めた**首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）**から**10年が経過**することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、**本格的な検討を開始**する。

被害想定（H25.12）

直下地震（M7クラス）により、強い揺れが発生し、建物等が倒壊・焼失

死者数：最大2.3万人

（地震：約3割、火災：約7割）

全壊・焼失家屋：最大61万棟

（地震：約3割、火災：約7割）

総理官邸等が立地する地区は、一定の強靱性を有するものの、不確実性の高い項目について、より過酷な被害様相を想定

停電、電話不通、断水：1週間

JR等の運行停止：1ヶ月

主要道路の啓開：1週間

首都直下地震緊急対策推進基本計画（H27.3）

減災目標

死者数：概ね半減 全壊・焼失棟数：概ね半減

- 地震対策** ・住宅等の耐震化率 【具体目標：79%（H20）⇒95%（H32）】
・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 【具体目標：92.1%（H25）⇒100%】等
- 火災対策** ・危険密集市街地の解消 【具体目標：約2,500ha（H23）⇒解消（H32）】
・緊急消防援助隊の部隊数【具体目標：4,600隊（H26）⇒6,000隊（H30）】等

政府業務継続計画（H26.3）

目標

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制の整備を目指す

- 執行体制** ・社会全体としての業務継続体制の構築 ・緊急的な権限委任
・職務代行者の選任 ・参集要員の確保 等
- 執務環境** ・庁舎の耐震安全化 ・電力の確保 ・通信・情報システムの確保
・物資の備蓄 ・代替庁舎の確保 等

<今後の検討の流れ（予定）>

首都直下地震モデル・被害想定手法検討会※

最新の知見を踏まえ、震度分布や津波高、被害想定
の計算手法を検討。

※内閣府に設置

（既存の検討会等）

政府BCP評価等有識者会議（平成26年4月～）

帰宅困難者等対策検討委員会（令和3年11月～）

首都直下地震対策検討WG※

（令和5年12月～令和7年夏頃（予定））

防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討
※中央防災会議防災対策実行会議の下に設置。

令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて取りまとめた自主点検レポートや、今後、有識者を交えた検討も踏まえ議論

基本計画・政府BCPの見直し

（令和7年秋頃（見込み））

※今後の議論の過程で変更があり得る。 3

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月23日最終改定)

救助・救急、消火等

医療

物資

燃料、電力・ガス、通信

- ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)
 - 1都3県以外の43道府県の警察・消防・自衛隊の派遣(最大値)
 - ・警察 : 約1.4万人
 - ・消防 : 約2.1万人
 - ・自衛隊 : 約11万人(※) 等
 - ※1都3県に所在する部隊を含む。
 - 応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣: 約1,940人
 - ◎航空機約320機、船舶約240隻

- ◎DMAT(登録数1,754チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与
- ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)
- ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送

- ◎発災後4～7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送
 - ・飲料水: 23万 m^3 (1～7日)
 - ・食料: 5,300万食
 - ・毛布: 16万枚
 - ・乳児用粉(液体)ミルク: 20t
 - ・大人/乳幼児おむつ: 416万枚
 - ・簡易トイレ等: 3,200万回分
 - ・トイレットペーパー: 318万巻
 - ・生理用品: 489万枚

- 【燃料】
 - ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給
- 【電力・ガス】
 - ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給
- 【通信】
 - ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、防災拠点

応援

帰宅困難者

混乱回避

後方支援

首都直下地震緊急対策区域

全域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
一部: 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県

【本具体計画のポイント】

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定
- ②1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映
(例: 深刻な道路交通麻痺に対応するための道路啓開及び滞留車両の排除や交通規制、救助活動拠点の明確化、膨大な傷病者に対応するため「災害拠点病院」機能の最大限の活用 帰宅困難者対応 等)

首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）

想定時間
（発災時間により変化することに留意）

1日目

12H

24H

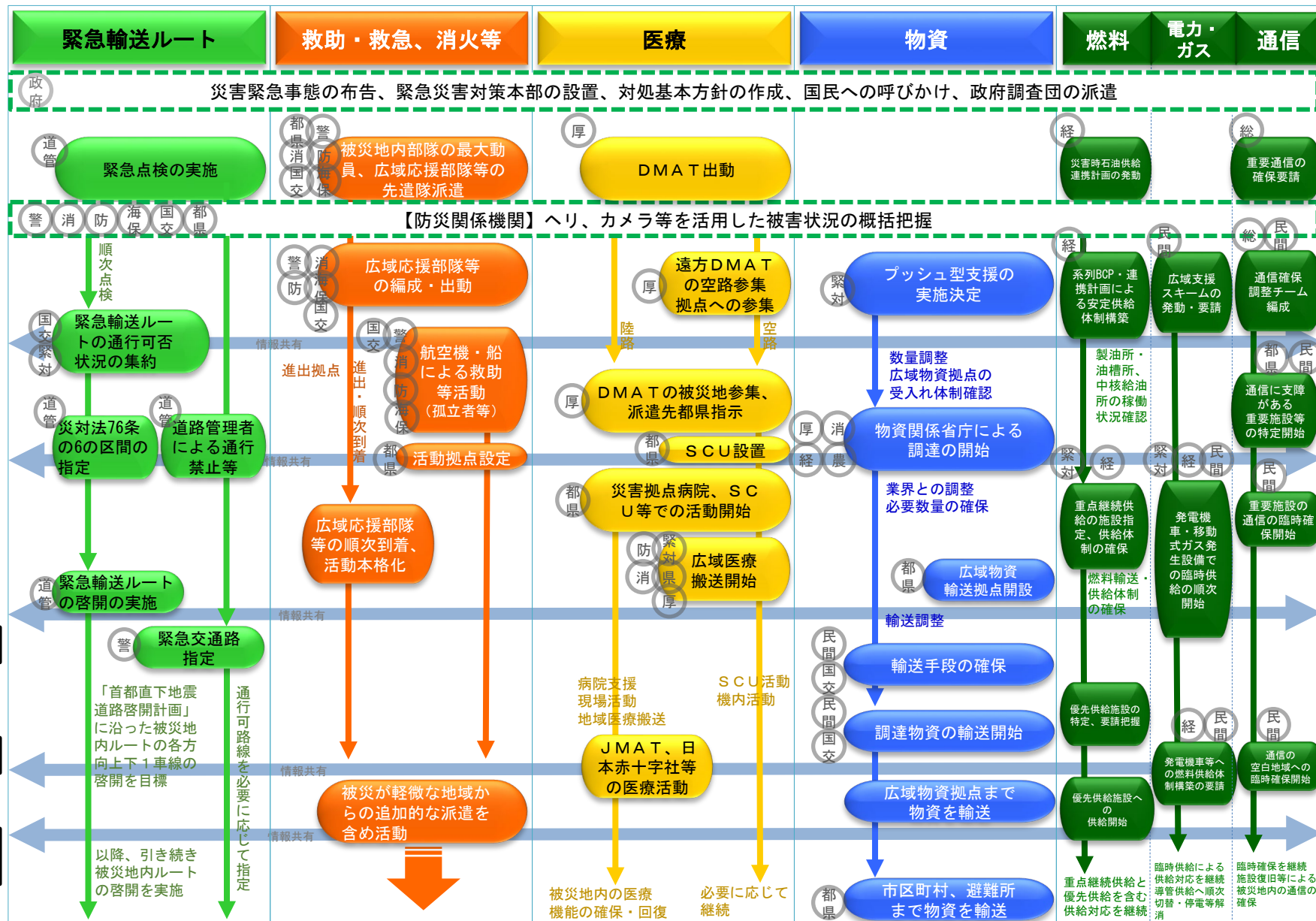
2日目

48H

3日目

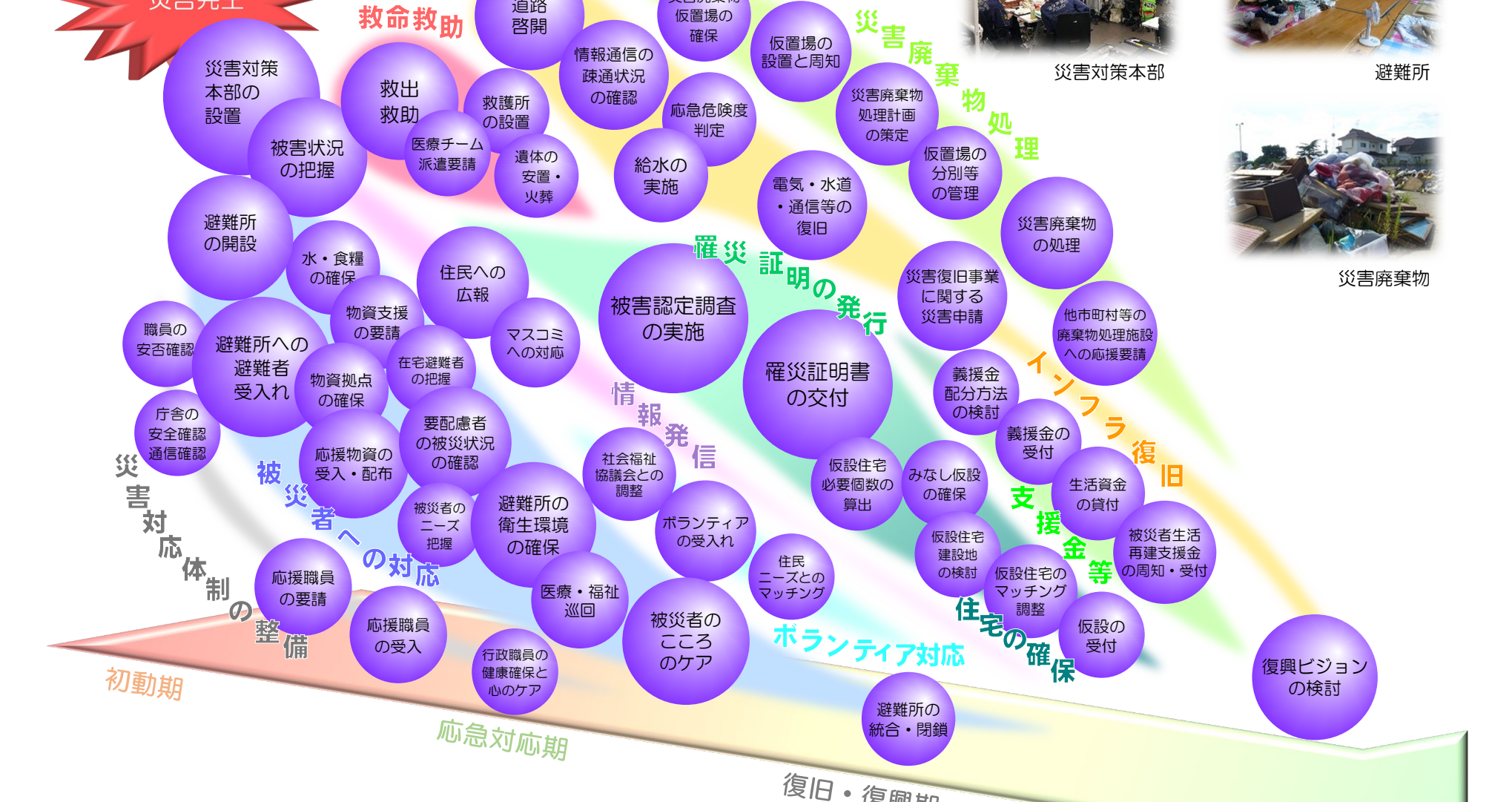
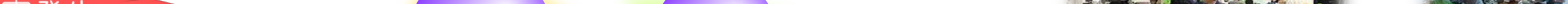
72H

4日目以降



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

災害時における市町村の災害対応



地方公共団体の受援体制整備に関する取組み

経緯・課題

- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を地方公共団体単独で実施することは、極めて困難であり、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの応援を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を構築することが極めて重要。
- これまで、消防庁と連携し地方公共団体職員向けの研修会等を通じて、受援計画の策定を促してきたが、受援に関する規定を備えている団体は7割程度（都道府県100%、市町村75.4%）※にとどまっている。 ※令和5年度消防庁調べ（R5.6時点）
- 「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」（令和2年3月）で、大規模災害に備え受援体制の整備を一層促進することが必要とされ、令和2年5月の防災基本計画の修正（※）において明記。

（※）防災基本計画（令和2年5月修正）【抜粋】

第2編 第1章 第6節 2（5）防災関係機関相互の連携体制

- 地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。



- 受援体制の必要性や基本的な考え方を示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成29年3月に策定。
- さらに、防災体制に不安を抱えている小規模市町村においても、なるべく負担を少なく受援計画を策定できるよう「市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引き」を令和2年4月に策定（令和3年6月改訂）し、受援体制の整備を促進するよう地方公共団体へ働きかけ。

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」について①

概要

災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からの応援が不可欠。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要があり、そのための受援計画をなるべく負担を少なく策定できるよう、計画のひな型も含めた手引きを作成（令和3年6月改訂）。

手引きの構成

I 編：災害時の応援・受援に関する基本事項

災害時の応援・受援に関する基本的な仕組みや考え方を示すとともに、事前に準備しておく事項、災害発生時の業務の流れなどを記載。

<主な内容>

第1章 受援体制整備の必要性

- 災害時、多種多様な業務が膨大に発生し行政機能が低下するため、外部からの応援受入れとその体制整備の必要性について記載

第2章 応援を受入れる上での心構えやポイント

- 躊躇しない応援の要請、災害マネジメントの重要性、業務を任せきりにしない等の応援を受入れる上での心構えやポイントを記載

第3章 応援の種類

- 国や地方公共団体などによる被災市町村に対する様々な応援の制度や枠組み等を紹介

第4章 受援体制の整備

- 庁内全体および各業務の受援担当者の選定や受入れ環境の確保など、平時に備えておくべき事項を記載

第5章 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

- 災害発生時における被災市町村での応援受入れに関する基本的な業務の流れとその内容を整理

第6章 受援計画の策定

- 受援計画を策定する上での注意事項や受援対象業務の選定、受援シートの作成・活用に対する考え方を記載

第7章 受援計画の実効性の確保

- 実効性の高い受援体制を整備できるよう研修・訓練や検証・改善について記述

II 編：受援計画（人的応援の受入れ編）の作成

市町村の実態に応じて必要事項を記入することで、I 編の内容を織り込んだ受援計画の作成が可能となる『ひな型』。

<主な内容>

1. 受援計画の目的と位置づけ

- 各自治体における、受援体制・対象業務を明らかにし、地域防災計画等の関連性を整理

2. 受援担当者の選定

- 庁内全体の受援担当者、各業務の受援担当者等を選定し一覧表を作成

3. 受援担当者の役割

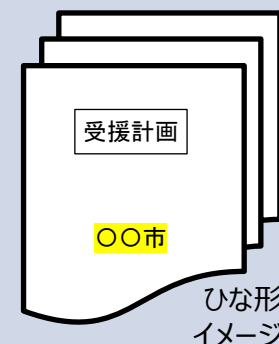
- 各受援担当者の役割を明確化して整理

4. 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

- 災害発生時における被災市町村での応援受入れに関する基本的な業務の流れとその内容を整理

5. 受援対象業務と受援シート

- 受援対象業務ごとに業務の流れや応援を要請する業務等を示した受援シート（次頁参照）を作成するとともに、各受援対象業務の全体像を時系列で整理



III 編：参考事例

市町村が、受援体制整備を行うにあたって参考となるよう、災害発生時の対応・経験事例や受援体制整備のための取組事例を記載。

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」の概要②

受援シート

- 応援職員等を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ受援対象業務ごとに作成し、応援職員等に要請する業務や、執務スペース・必要な資機材等を整理しておく。
- 災害時に、応援要請や応援職員等が業務を行う際に参照する資料として、また、応援職員等と業務の内容や流れ等を確認・調整する資料として活用。※必要に応じて受援シートの内容の追加や変更等を行う。
- 本手引きでは、災害時の代表的な7つの受援対象業務（※）について例示。
（※）災害マネジメント、避難所運営、支援物資係業務、災害廃棄物の処理、住家の被害認定調査、罹災証明交付、被災者支援・相談業務

＜受援シートの例＞

2 避難所運営 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	●●課 課長		
受援担当者	●●課 課長補佐（●●担当） ●●●●		

■業務の概要と流れ

業務概要	災害発生時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）等を行う。						
項目	発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月			
1 体制整備	主管部署配置 各避難所運営 庁内体制整理	運営支援要員確保（応援職員等）	支援団体協働（環境改善） 民間委託（整備等）				
2 情報収集	避難所状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） 在宅被災者状況把握						
3 物資の配布	備蓄物資の配布	支援物資の配布 物資ニーズの把握					
4 避難所運営管理	避難所運営 在宅被災者支援 住民自主運営促進						
5 広報広報	生活支援等の情報発信						
6 避難所の解消	退所目標の把握、 避難所解消日の検討・周知						
7 調整会議の開催	調整会議の定期的開催						

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 簡所）

マネジメント業務支援	- 避難所の状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） - 実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） - 在宅被災者への対策検討 - 避難所の環境改善に向けた検討 - 避難所解消に向けた検討
実務への支援	- 避難所の運営 - 在宅被災者への支援 - 被災者への生活支援等の情報発信

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考（FAX等）
●●都道府県				
国				
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	- 警備会社 - 環境整備事業協同組合（し尿処理）など - 医療・福祉事業者			
NPO・ボランティア団体				
その他関係機関	- 社会福祉協議会 - 警察 など			

■応援要員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	〈例〉●●小学校 体育館
現場（屋外）	〈例〉●●小学校 校庭

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。
避難所運営に必要な職員数 = 開設避難所数 × 1 避難所を運営管理する行政職員数（※） （避難所規模・避難者数による） ※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、段ボールベッド、間仕切り、仮設トイレ、燃料、扇風機、ベットのゲージ（詳細は以下指針・手引き等を参照）※必要に応じて、応援職員に持参を依頼
--

■指針・手引き等

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】 - 避難所運営ガイドライン【内閣府】 - 福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】 - 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】 ●●市町村 避難所運営マニュアル

＜内容＞

1. 業務主担当部署
2. 業務の概要と流れ
 - 応援要請を検討する主な業務については色分け
3. 応援要請を検討する主な業務内容
 - 「2・業務の流れ」の応援を要請する業務の具体的な内容を記載
4. 関係機関・団体等の連絡先
 - 業務に関連する応援要請先等を記載
5. 応援職員等の執務スペース
 - 屋内の執務場所や活動現場を記載
6. 応援職員等の要請人数の考え方
 - 要請人数の見積もり方などを記載
7. 必要な資機材等
 - 業務に必要な資機材、応援職員に持参してもらう資機材などを記載
8. 指針・手引き等
 - 業務に関する指針や手引き、計画等を記載